

○議長（尾辻秀久君） これより会議を開きます。

さきに院議をもって永年在職議員として表彰されました元議員溝手顕正君は、去る四月十五日逝去されました。誠に痛惜の極みであり、哀悼の念に堪えません。

つきましては、この際、院議をもって同君に対し弔詞をささげることについて存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾辻秀久君） 御異議ないと認めます。

弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされ 特に院議をもって永年の功労を表彰せられ さきに予算委員長 議院運営委員長等の要職に就かれ また国務大臣としての重任にあたられました 元議員従三位旭日大綬章溝手顕正君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

○議長（尾辻秀久君） この際、日程に追加して、

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾辻秀久君） 御異議ないと認めます。

永岡桂子文部科学大臣。

〔国務大臣永岡桂子君登壇、拍手〕

○国務大臣（永岡桂子君） この度、政府から提出いたしました日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、我が国に居住する外国人は増加傾向にあり、日本語教育を受けることを希望する外国人に対し、その希望や能力等に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう、関係省庁の関連施策との有機的な連携を図りつつ、日本語教育の水準の維持向上を図ることが重要です。一方、現在、日本語教育機関における日本語教育の質を示す共通の指標が存在せず、日本語教育を受けることを希望する外国人が必要かつ正確な情報を十分に得られていない状況にあります。また、我が国において日本語教育に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者の質的かつ量的確保が十分でない状況です。

この法律案は、このような観点から、日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民とともに円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすも

のを認定する制度を創設するとともに、認定日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格について定めるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を通正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣の認定を受けることができることとし、文部科学大臣が、認定を受けた日本語教育機関の情報を多言語で公表することとしております。また、認定日本語教育機関における教育の質を担保するため、文部科学大臣は、必要な場合に報告徴収、勧告等を行うことができることとしております。さらに、認定基準を定めるに当たり、文部科学大臣は、審議会等の意見を聞くとともに、法務大臣に協議することとしております。また、文部科学大臣及び法務大臣その他の関係行政機関の長による協力についても規定してあります。

第二に、日本語教員試験に合格し、かつ、実践研修を修了した者は、文部科学大臣の登録を受けることができることとし、認定日本語教育機関において日本語教育課程を担当する者は、当該登録を受けた者でなければならないこととしております。

第三に、文部科学大臣は、日本語教員試験の実

施に関する事務を指定試験機関に、実践研修の実施に関する事務を登録実践研修機関にそれぞれ行わせることができることとするともに、登録日本語教員養成機関が行う養成課程を修了した者に対しては、日本語教員試験の一部を免除することとし、これらの機関の指定、登録、監督等について所要の規定の整備を行うこととしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。古賀千景君。

〔古賀千景君登壇、拍手〕

○古賀千景君 立憲民主・社民の古賀千景です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました法律案について質問いたします。

本法律案は、超党派による議員立法である日本語教育推進法を受けて検討が進められてきたものであり、これまで法務省の告示基準による審査を受けるにとどまっていた日本語教育機関は、本法律案により、我が国において教育をつかさどる文部科学省が法的な根拠をもって審査し、認定できるようにになります。

日本語教育機関の審査制度を振り返りますと、昭和六十三年に、当時の文部省の有識者会議によって日本語教育施設の運営に関する基準が策定されたことから、国の関与が本格化しました。しかし、この基準はガイドラインという位置付けにとどまり、日本語教育機関の審査は民間団体に委ねられ、審査に関わる費用や不透明な会計などが問題となりました。こうした状況を受け、平成二十二年の民主党政権下の事業仕分により、日本語教育機関の審査は、法的な位置付けが曖昧な民間団体ではなく国が行うことが適切とされ、現在の法務省を主体とする審査体制に移行することとなりましたが、以降も多くの課題が指摘されてきたことは御承知のとおりです。

今日までの我が国における日本語教育機関の審査制度の歩みを振り返り、どういったところに問題があったと認識し、また、本法律案にはどのような意義があると考えているか、文部科学大臣の見解を伺います。

これまで、日本語教育機関をめぐる多くの不祥事がありました。制限を超えて不法に留学生を就労させている日本語教育機関があることは、文部科学大臣も衆議院の審議で答弁されているところですが、最近では、福岡市の日本語学校において、転校をめぐるトラブルにより、外国人留学生が金属製の鎖と南京錠で数時間にわたって拘束される

事例が報じられました。このような人権を踏みつける行為は断じて容認することはできません。

このような事案がなぜ発生したのか、その根本原因を分析し、新たな日本語教育機関の認定制度においては、このような事案を二度と起こさぬよう、未然に防ぐ手だてを整えなければなりません。衆議院の審議において、文部科学大臣は、日本語教育機関において留学生に対する人権侵害行為は決してあつてはならない、問題のある機関には法務省とも緊密に連携して厳正に対処すると答弁されました。また、法務大臣は、実地調査などを通じ、人権侵害行為など告示基準に違反する行為が行われていないかなどを随時確認するとともに、留学生からの協力を得て実態の把握に努めると答弁されました。

いずれも事案が発生した後の対応に関して述べられております。日本語が不自由で、また、在留資格を維持する上で日本語教育機関に対し物申せぬ弱い立場にある外国人留学生を守っていくためには、そもそもこのような事案が起こらぬような仕組みを構築することが重要です。

未然防止に向けた取組について、文部科学大臣及び法務大臣の考えを伺います。

もちろん、事案の発生後の早期把握や対処も重要です。本法律案は、日本語教育機関に対し、自己点検や文部科学大臣に対する定期報告を義務付

けており、これらを端緒として、必要に応じて報告徴収や立入検査を行うことができることも規定しています。

衆議院の審査において、制度開始当初は現行の法務省告示校約八百三十機関、大学の別科約六十機関などが認定を受けると想定されていることが明らかとなっていますが、全国各地に所在するこれだけの数の日本語教育機関から定期的に送られてくる報告や公表される自己点検などを精査し、問題のある日本語学校を把握して対応するためには、相当な人員体制が必要です。

本法施行後にこれらの事務を行う文部科学省には、地方の出先機関はありません。どのような体制で認定後の監督に当たっていくおつもりなのか、文部科学大臣のお考えを伺いますとともに、これに対してどのように協力していくつもりなのか、法務大臣の考えも併せて伺います。

外国留学生を守る観点から、日本語教育機関の審査を厳格に行う必要があることは言うまでもありませんが、日本語教育機関で行われる教育そのものの質の向上を考えた場合、様々な進路を目指す多様な外国人留学生のニーズに合わせ、各日本語教育機関や日本語教師の創意工夫による多様な日本語教育が引き続き実施されるようにしていくことも、同時に留意する必要があります。

本法律案において、日本語教育機関のどういっ

た事項をどの程度規制するかを決める認定基準は、文部科学省令によって定められることとされています。その策定や改廃時には、文部科学大臣は法務大臣と協議するとともに、審議会等の意見を聞くこととされていますが、外国人留学生を守り、適正な日本語教育が実施されるよう厳しく見ていかなければならない事項と、日本語教育機関における多様な日本語教育を保障していくために柔軟でなければならぬ事項をどのように両立させていくおつもりか、文部科学大臣のお考えを伺います。

日本語教育機関の審査を行う体制がクリーンであることも大切です。

本法律案では、認定を行うに際して、文部科学大臣は審議会等の意見を聞くこととされています。多種多様な日本語教育機関を十分かつ公平に審査できるよう、審査に関わる有識者には、深い学識と専門的知見に加え、審査対象との利害関係がないことなどが求められます。また、審査過程の透明性の確保も必要であると考えますが、文部科学大臣のお考えを伺います。

次に、本法案の施行に向けた今後の見通しについて質問します。

日本語教師の資格の創設と日本語教育機関の認定制度を求める日本語教育推進法が成立してから四年が経過し、ようやく本法律案が提出されるこ

ととなりました。これまで、令和二年、令和三年に文化庁の有識者会議から報告書が提出され、その都度日本語教師の国家資格化が報じられましたが、詳細は語られず、多くの現職の日本語教師や日本語教師を志す方々や、そして、日本語教育機関や日本語教師養成機関の関係者はやきもきしながら結論を待ち続けたことと思います。

検討段階では資格の性質が変わることもありましたが、コロナ禍における外国人留学生の減少とともに、先行きの見通しが立たず、関係者の方々は大きな不安を感じてこられたことと思います。

本法律案は、提出に至ったものの、政省令に委任されている項目が多く、認定日本語教育機関の認定基準や登録日本語教員の試験、実践研修の内容など、肝腎な部分に不確かところが多々あります。

関係者の不安を解消し、見通しを持って日本語教育に当たることができるよう、本法施行までにどのようなスケジュールで制度の詳細を決めていくのかを明確に示すことが求められると思います。文部科学大臣の考えを伺います。

大きな制度変更を前にして、関係者の最大の関心事項は、いかなる経過措置が用意されるかにあると思います。経過措置には、現職の日本語教師に関するものと日本語教育機関に関するものがそれぞれ想定されます。

現職の日本語教師への経過措置については、本法律案には明確な規定がなく、全て文部科学省令に委ねられることとなります。

令和五年一月の文化庁の有識者会議の報告では、一定の質が担保された日本語教育機関に一定期間以上勤務している者や、民間試験を合格した者、大学の養成課程を経た者などについて、試験等を免除することが提言されていますが、詳細は今後の検討とされています。

試験が免除される一方、講習の受講が義務付けられ、講習修了認定試験を受けるパターンなども示されており、提言の内容は複雑です。日本語教育機関に一定期間以上勤務している者という要件も、具体的な期間は示されていません。コロナ禍における日本語学習者の減少により勤務できなかった方もいらつしやるでしょうし、育児、介護、病気などの理由、現職教師として働けなかった時期がある方もいらつしやると思います。自分は新たな制度の下でもそのまま働けるのか、試験を受けなければならぬのか、大きな不安があられると思います。

本法律案の審査に当たり、多くの現職日本語教師の方々の不安を少しでも解消していく必要があると思います。現時点での経過措置の検討状況や今後の検討スケジュールに関して、文部科学大臣の見解を伺います。

本法律、済みません、本法律案が施行された場合、留学生を受け入れることができる日本語教育機関は、認定日本語教育機関であることを要件とする方針が示されています。

認定日本語教育機関において日本語教育課程を担当するには、制度開始から五年間は、登録日本語教員でなくても、文部科学省令で定める資格又は実務経験を有する者が担うことが許容される旨の規定があります。この文部科学省令で定める資格又は実務経験について、有識者会議の報告書では、現行の法務省告示校における教員要件を満たす者などが検討すべき対象とされましたが、具体的な要件はこれからです。

また、本法施行は来年四月一日とされていますが、法務省告示校などこれまでの留学生を受け入れてきた日本語教育機関がいつまで現行制度に基づいて留学生を受け入れ続けることができるのかについては明らかになっていません。

本法律案の認定制度は、これまで法務省告示校のような審査を経ずに外国人留学生の受入れを行うことができた大学の留学生別科も対象とするところが衆議院の審議などにおいて示されましたが、こちらへの影響も甚大です。日本語教育機関の関係者のみならず、外国人留学生にとっても、入学しても本当に在留資格を得られるのか、また、在学中にも在留資格を失われないかを見通せず、大き

な不安要素となります。

日本語教育機関の関係者の不安を解消するよう、また、コロナ禍を経て、現在回復の兆しが見え始めている外国人留学生の来日を妨げぬよう、日本語教育機関に関する経過措置を明らかにしていく必要があると思いますが、現時点での検討状況や今後の検討スケジュールに関して、法務大臣の見解を伺います。

最後に、日本語教師の処遇改善について質問します。

本法律案により、日本語教師を対象とした国家資格が創設されることとなります。日本語教育推進法において、日本語教師の資格整備の目的は、その能力及び資質の向上だけではなく、処遇の改善が図られることが挙げられています。この点、衆議院の審議において、文部科学大臣は、国家資格化により専門性と社会的認知度が高まり、処遇改善につながるとの説明をなされていますが、果たしてそれだけで十分に機能するのでしょうか。

教育の質を左右するのは、これを担う教員です。政府は外国人留学生の数を令和十五年までに四十万人にまで増やすことを目標としています。その達成には、日本語教師が適切な処遇の下、外国人留学生の指導に当たれる環境を国が支えていくことが不可欠です。

文化庁の調査によれば、法務省告示校で働く常

勤の日本語教師の約七割が年収四百万円以下です。告示校では、六割以上の日本語教師が非常勤であり、その方々の多くは更に低い収入となっております。

国家資格となることで、日本語教師がその資質を証明できるようになり、また、社会的にも日本語教師の職業が認知されるきっかけにはなると思いますが、それだけで処遇の改善につながるのか。待遇を改善していくには、日本語教師の収入を外国人留学生の学費のみに頼る現在の仕組みを抜本的に変えていく必要があるのではないのでしょうか。日本語教師の処遇、待遇をどのように改善されていくおつもりなのか、具体的に、文部科学大臣、お示しください。

本法律案により、認定日本語教育機関は厳しく審査され、そこでの教育を担う登録日本語教員についても国が定める資格が必須となります。厳しい条件に見合った処遇を国として後押しする財政支援が必要であり、そのための具体的な検討を始める材料は整っていないかと思えます。登録日本語教員の処遇改善に向けた認定日本語教育機関に対する財政支援の必要性について、文部科学大臣の考えを伺いまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣永岡桂子君登壇、拍手〕

○国務大臣(永岡桂子君) 古賀議員にお答えいたします。

まず、これまでの日本語教育機関の審査制度の問題点及び本法律案の意義についてお尋ねがありました。

現行制度では、留学生受入れ機関を法務省が審査する法務省告示制度が運用されてきましたが、そうした中、受入れを予定している留学生の日本語レベルに教育課程内容が適合していない、教員の数や必要な経験が不足しているなど、教育上不適切な事例が見られました。

このため、本法案では、日本語教育の推進に関する法律で示された検討事項を踏まえ、質の担保された日本語教育機関を認定する制度、認定機関で日本語を指導することのできる登録日本語教員の資格制度を実現することとしています。これにより、日本語教育の質の維持向上が推進されるとともに、日本語教師の社会的認知を高め、処遇改善などが図られていくものと考えています。

次に、日本語教育機関における不祥事に対する未然防止策についてお尋ねがありました。本法案にかかわらず、日本語教育機関における留学生に対する人権侵害行為は、決してあってはなりません。

このため、適切な在留管理、研修、関係者への周知などを通じて人権侵害行為の未然防止を図る

とともに、認定後の毎年の定期報告において不適切な事案を把握した場合、指導改善を求めてまいります。また、在留管理等を所掌する法務省など関係省庁と連携しながら、厳正に対処してまいります。

次に、認定日本語教育機関の監督に当たっての文部科学省の体制についてお尋ねがありました。本法律案では、日本語教育に関する事務を文化庁から文部科学省本省に移管し、体制強化を行うとともに、在留管理等の観点を含めた認定機関の監督等に対し、失礼しました、監督等に当たり、法務省など関係省庁と緊密に連携し、適切な指導監督を行ってまいります。

次に、認定日本語教育機関の認定基準の在り方についてお尋ねがありました。

この認定基準については、一定の質が担保されるよう適切な教育内容を求めるとともに、外国人留学生や関係機関等の多様な教育ニーズを踏まえたものとするのが重要と考えております。これらを踏まえ、今後、審議会等において有識者により検討する予定です。また、認定基準の策定に当たっては、在留管理等の観点で法務大臣へ協議し、適切に対応してまいります。

次に、日本語教育機関の認定に当たっての透明性確保についてお尋ねがありました。

認定の透明性の確保を図るため、認定基準は文

部科学省令で定め、公表することとしております。

また、日本語教育機関の認定に当たっては審議会等の意見を聞くこととしており、留学生、生活者、就労者などの対象に応じて教育課程が適切なものとなっているか、設置者が必要な経済的基礎を有しているかどうかなどを御審議いただき、適切な審査がなされるよう努めてまいります。

次に、本法律案の施行に向けた認定基準等の制定に向けたスケジュールについてお尋ねがありました。

日本語教育機関の認定基準や試験及び実践研修等の詳細については、省令等で規定することとしております。これらについては、令和四年度の文化庁有識者会議の報告内容も踏まえ、法案成立後、審議会等での検討やパブリックコメント等を経て制定することとしております。円滑な制度の導入に向けて、こうした検討を速やかに進めてまいります。

次に、現職日本語教師に対する経過措置についてお尋ねがありました。

本法案では、新制度への円滑な移行を図る観点から五年の経過措置を設けており、現職教員のうち一定の要件を満たす者は円滑に登録日本語教員へ移行できるようにしています。

また、文化庁の有識者会議報告書では、コロナ禍による離職や、介護や育児などの理由により一

定期間活動していない方への配慮について指摘されています。こうした御意見等も踏まえつつ、経過措置の具体的な内容について、法案成立後、速やかに審議会等で検討する予定です。

次に、日本語教員の処遇改善等、財政支援の必要性と具体策についてお尋ねがありました。今後、入国される外国人の増加が見込まれる中、日本語教師の処遇改善のためにも、その必要性や専門性の社会的認知が求められていることから、本法案により登録日本語教員の新たな国家資格を設けることとしております。

また、国のサイトにおける研修履歴の蓄積、掲載など、キャリア証明に資する仕組みを検討するほか、登録日本語教員を対象とした留学、就労、生活などの研修等を充実させ、その専門性向上を支援する予定です。

こうした取組や新制度の活用により、登録日本語教員の処遇改善につなげてまいります。（拍手）

〔国務大臣齋藤健君登壇、拍手〕

○国務大臣（齋藤健君） 古賀千景議員にお答え申し上げます。

まず、留学生に対する人権侵害行為等の未然防止に向けた取組についてお尋ねがありました。

入管庁では、実地調査などを通じ、適切な在籍管理が行われているか、また、人権侵害行為が行

われていないかなどを確認するとともに、留学生から任意の協力を得ながら、留学生に対する違法不当行為の有無等、日本語教育機関の実態の把握を行っています。

これらの調査により、留学生の受入れを行わせることが適当ではない日本語教育機関に対してはこれを認めないなどの厳正な対応を取っているところであり、今後とも、関係省庁とも連携しながら、留学生の立場に十分に配慮した適正な対応に努めてまいります。

次に、認定後の監督体制についてお尋ねがありました。

入管庁は、現行制度において、留学の在留資格を有する外国人を受け入れることのできる日本語教育機関を法務省の告示で定め、その適正な運営を期するための指導監督を行っています。

本法案成立後は、留学生の在留管理の観点から、日本語教育機関の認定基準に関する文部科学省との協議を行うとともに、入管庁において、留学生を受け入れる認定日本語教育機関への実地調査等を引き続き行うなどし、文部科学省と相互に連携協力しながら、認定日本語教育機関における日本語教育の適正かつ確実な実施に努めてまいります。最後に、日本語教育機関に対する経過措置についてお尋ねがありました。

本法案の施行後は、文部科学大臣から認定を受

けた日本語教育機関であることを留学の在留資格を付与するための要件とすることを検討しています。

そのため、現行制度上の日本語教育機関が引き続き留学生の受入れを行うためには、本法案による認定日本語教育機関としての認定を受ける必要があることから、文部科学省での施行準備と歩調を合わせながら、一定の期間を定め、所要の経過措置を設けることとしています。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 中条きよし君。

〔中条きよし君登壇、拍手〕

○中条きよし君 日本維新の会の中条きよしでございます。

私は、会派を代表して、内閣提出の日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案について御質問をさせていただきます。

本法案は、外国人等に対する日本語教育について、その教育機関を国として認定する制度を創設し、併せてこの認定を受けた教育機関で教える日本語教員の国家資格を定めるものです。

文部科学大臣にお聞きをいたします。
外国人との共生を進める上で日本語が重要であることは言うまでもありません。ただし、日本語教育とは、単に文字や文法、発音を教えるだけに

はとどまらないはずで、日本語を生み出した日本人に共通する、言わば心といったものを伝えることも重要だと考えます。

日本語教育の目的の一つには我が国に対する諸外国の理解と関心を深めることにもあり、日本の歴史、文化、風土を踏まえた教育プログラムでなければ十分な日本語教育にはならないのではないのでしょうか。

外国人に対する日本語教育において、日本人の心を培った日本の歴史、文化、風土、それを伝える重要性をどのように認識されていますか。答弁を求めます。

これまで我が国では、日本語教育の質の担保、日本語教員の養成や資格の付与は全て民間機関の努力によって行われてきました。今回の法案は、初めて国による認定機関や国家資格を設けるものですが、これによって、かえって外国人にとって必要な日本語教育機関の数や個々の状況に応じた柔軟なカリキュラム編成などが規制を受けるのではないかと懸念もあります。

文科大臣は、国家資格化によって、これまで日本語教育を担ってきた民間団体にどのような影響が生じると認識されていますか。また、現在活躍している日本語教員が国家資格がないことを理由に不利益を被ることがないようにする配慮が必要だと思いますが、いかがですか。

現在、民間の資格で働いている日本語教員が国家資格の取得がハードルとなって結果的に退職することになれば、ただでさえ足りない教員が更に減ってしまうことが懸念されています。民間資格から国家資格への移行をどのように進めるつもりなのか、具体的にお示しをください。併せて答弁を求めます。

特に、全国各地で、少人数のボランティアグループが地域に住む外国人に自主的に日本語を教える取組が行われております。

私は、言わば寺子屋のような日本の学習サークルで日本語を教えている方からお話を聞きました。その方は、同じようなサークルの多くが無償あるいは低廉な費用で日本語を教えておる、教える人もほとんど無報酬です、それでもやりがいのある仕事だし、何より一つ一つの言葉を話せたときのうれしそうな笑顔が励みになりますと話してくれました。

法人格もない小さなグループでも、その地域にとって、日本語学習を通じて日本人と外国人の交流の懸け橋となっており、人間的な触れ合いの中でこみ出しなどの生活ルールなども学べることから、地域トラブルが少なくなるなど大きな成果を上げています。

こうしたボランティアによる小規模な日本語学習活動が全国にどれくらい存在しているのか、ど